

# 第1回定例会会議録

令和5年 3月22日（水）

開 議 午後 2時00分

○議長（五味高明君） こんにちは。これより本会議を再開します。

ただいまの出席人員は14名、全員の出席であります。理事者側も全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

初めに、大井建設水道課長から議案の訂正の申出がありましたので、発言を許可します。大井建設水道課長。

○建設水道課長（大井政彦君） 会議資料の1の2をお願いいたします。1の2議案の訂正についてをご覧ください。

令和5年第1回御代田町議会定例会に提出した議案について一部に誤りがありましたので、下記のとおり訂正いたします。

記

1. 議案第34号 令和5年度御代田小沼水道事業会計予算案について。2. 訂正内容。訂正内容につきましては、（1）から（80）までの記載のとおりであります。

また、議案書429ページの令和5年度御代田小沼水道事業予定キャッシュ・フロー計算書については、議会初日に議案説明をしていますので、訂正したもので再度説明いたします。

戻りまして、議案書429ページをご覧ください。

令和5年度御代田小沼水道事業予定キャッシュ・フロー計算書です。令和5年4月1日から令和6年3月31日までの現金の流れを示したものでございます。

1. 業務活動によるキャッシュ・フローは、水道事業の売上による収入、仕入れによる支出、職員給料などの支出を示したもので、原材料、商品またはサービスの購入による支出は8,556万円です。人件費支出は2,995万9,000円です。その他の事業支出はありません。営業収入は、1億8,116万4,000円です。負担金、補助金等収入はありません。利息及び配当金の受取額は43万8,000円

です。利息の支払額は386万6,000円です。したがって、業務活動によるキャッシュ・フローは、プラス6,221万7,000円となります。

2. 投資活動によるキャッシュ・フローは、将来的な建設投資による支出、固定資産の売却、国庫補助金、受益者負担金などの収入を示したものです。固定資産の取得による支出は1億3,551万1,000円です。固定資産の売却による収入はありません。国庫補助金等による収入もありません。受益者負担金等による収入は1,430万円です。したがって、投資活動によるキャッシュ・フローは、マイナス1億2,121万1,000円となります。

3. 財務活動によるキャッシュ・フローは、資金調達に関するもので、仮入金による収入、返済による支出を示したものでございます。企業債による収入はありません。企業債の償還による支出は3,633万4,000円です。したがって、財務活動によるキャッシュ・フローも、マイナス3,633万4,000円となります。

よって、4. 資金減少額が9,532万8,000円となり、5. 資金期首残高8億2,371万3,000円に資金減少額を加えると、6の資金期末残高は7億2,838万5,000円となります。説明は、以上のとおりでございます。

大変すみませんでした。深くお詫び申し上げます。

○議長（五味高明君） ただいまの説明にありましたとおり、3月15日に訂正の申出があり、訂正された議案書において、町民建設経済常任委員会において審議されておりますので、ご承知おきください。

続いて、柳沢町民課長から、議案の脱字修正の発言を求められておりますので、発言を許可します。柳沢町民課長。

○町民課長（柳沢俊義君） それでは、議案書の97ページをお願いいたします。

御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案の新旧対照表でございます。

左側の改正後の第12条の2第2項におきまして、「放課後児童健全育成事業者」とありますけれども、本来放課後の「放」の字が脱字しておりました。お詫びして訂正いたしたいと思っております。大変申し訳ありませんでした。

- 制定する条例案について――
- ――日程第 2 議案第 10 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を  
改正する条例案について――
- ――日程第 3 議案第 11 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する  
条例案について――
- ――日程第 4 議案第 12 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例案について――
- ――日程第 5 議案第 13 号 御代田町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する  
条例の一部を改正する条例案について――
- ――日程第 6 議案第 14 号 御代田町一般職の任期付職員の採用に関する  
条例の一部を改正する条例案について――
- ――日程第 7 議案第 15 号 御代田町行政手続等における情報通信の技術の  
利用に関する条例の一部を改正する条例案について――
- ――日程第 8 議案第 16 号 御代田町行政不服審査会条例の一部を改正する  
条例案について――
- ――日程第 9 議案第 17 号 ふるさと創生基金の設置、管理及び処分に関する  
条例の一部を改正する条例案について――
- ――日程第 10 議案第 18 号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案に  
ついて――
- ――日程第 11 議案第 19 号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する  
条例案について――
- ――日程第 12 議案第 20 号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する  
条例案について――
- ――日程第 13 議案第 24 号 令和 5 年度御代田町一般会計予算案について  
(総務福祉文教常任委員会付託分)――
- ――日程第 14 議案第 25 号 令和 5 年度御代田財産区特別会計予算案に  
ついて――
- ――日程第 15 議案第 26 号 令和 5 年度小沼地区財産管理特別会計  
予算案について――
- ――日程第 16 議案第 27 号 令和 5 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計

- 予算案について――
- ――日程第17 議案第28号 令和5年度御代田町介護保険事業勘定特別会計  
 予算案について――
- ――日程第18 議案第29号 令和5年度御代田町後期高齢者医療特別会計  
 予算案について――
- ――日程第19 議案第35号 令和4年度御代田町一般会計補正予算案（第9号）  
 について（総務福祉文教常任委員会付託分）――
- ――日程第20 議案第36号 令和4年度小沼地区財産管理特別会計補正  
 予算案（第2号）について――
- ――日程第21 議案第37号 令和4年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計  
 補正予算案（第3号）について――
- ――日程第22 議案第38号 令和4年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正  
 予算案（第4号）について――
- ――日程第23 議案第39号 令和4年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正  
 予算案（第4号）について――

○議長（五味高明君） これより3月9日の本会議において、各常任委員会に付託となり  
 審議審査を願いました議案について、日程に従い各常任委員長から報告願います。

初めに、総務福祉文教常任委員会に付託した日程第1 議案第9号 御代田町公  
 文書公開・個人情報保護審査会条例を制定する条例案についてから、日程第  
 23 議案第39号 令和4年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案（第  
 4号）についてまでを議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、一括議題とします。

本案について、総務福祉文教常任委員長の審査報告を求めます。

池田るみ総務福祉文教常任委員長。

（総務福祉文教常任委員長 池田るみ君 登壇）

○総務福祉文教常任委員長（池田るみ君） 4ページをお開きください。

令和5年3月22日

御代田町議会議長 五味高明様

委員会審査報告書

- 議案第 9 号 御代田町公文書公開・個人情報保護審査会条例を制定する条例案  
について
- 議案第 10 号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案  
について
- 議案第 11 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 12 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案につい  
て
- 議案第 13 号 御代田町第 2 号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改  
正する条例案について
- 議案第 14 号 御代田町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正す  
る条例案について
- 議案第 15 号 御代田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例  
の一部を改正する条例案について
- 議案第 16 号 御代田町行政不服審査会条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 17 号 ふるさと創生基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改  
正する条例案について
- 議案第 18 号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 19 号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 20 号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について
- 議案第 24 号 令和 5 年度御代田町一般会計予算案について  
(総務福祉文教常任委員会付託分)
- 議案第 25 号 令和 5 年度御代田財産区特別会計予算案について
- 議案第 26 号 令和 5 年度小沼地区財産管理特別会計予算案について
- 議案第 27 号 令和 5 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案につい  
て
- 議案第 28 号 令和 5 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について
- 議案第 29 号 令和 5 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について
- 議案第 35 号 令和 4 年度御代田町一般会計補正予算案(第 9 号)について

(総務福祉文教常任委員会付託分)

議案第36号 令和4年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案(第2号)について

議案第37号 令和4年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案(第3号)について

議案第38号 令和4年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第4号)について

議案第39号 令和4年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案(第4号)について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長(五味高明君) 以上で、総務福祉文教常任委員長からの報告を終わります。

ただいま、総務福祉文教常任委員長から報告がありましたが、議案第24号及び議案第35号については、町民建設経済常任委員会にも付託してありますので、町民建設経済常任委員会の中で報告する事項がありましたら、委員長から報告を願います。

○町民建設経済常任委員長(内堀喜代志君) なし。

○議長(五味高明君) 報告事項ないものと認めます。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

議案第9号から議案第39号については、討論を省略し、直ちに一括して採択したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり、決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、議案第9号 御代田町公文書公開・個人情報保護審査会条例を制定する条例案について、議案第10号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第12号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第13号 御代田町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第14号 御代田町一般職の任期付職員の採用に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第15号 御代田町行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第16号 御代田町行政不服審査会条例の一部を改正する条例案について、議案第17号 ふるさと創生基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例案について、議案第18号 御代田町町税条例の一部を改正する条例案について、議案第19号 御代田町国民健康保険条例の一部を改正する条例案について、議案第20号 御代田町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について、議案第24号 令和5年度御代田町一般会計予算案について、議案第25号 令和5年度御代田町財産区特別会計予算案について、議案第26号 令和5年度小沼地区財産管理特別会計予算案について、議案第27号 令和5年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について、議案第28号 令和5年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案について、議案第29号 令和5年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について、議案第35号 令和4年度御代田町一般会計補正予算案(第9号)について、議案第36号 令和4年度小沼地区財産管理特別会計補正予算案(第2号)について、議案第37号 令和4年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案(第3号)について、議案第38号 令和4年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案(第4号)について、議案第39号 令和4年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案(第4号)については、委員長の報告のとおり決しました。

- ―――日程第25 議案第21号 御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第26 議案第22号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第27 議案第23号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について―――
- ―――日程第28 議案第30号 令和5年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について―――
- ―――日程第29 議案第31号 令和5年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について―――
- ―――日程第30 議案第32号 令和5年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について―――
- ―――日程第31 議案第33号 令和5年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について―――
- ―――日程第32 議案第34号 令和5年度御代田小沼水道事業会計予算案について―――
- ―――日程第33 議案第40号 令和4年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算案（第1号）について―――
- ―――日程第34 議案第41号 令和4年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案（第4号）について―――
- ―――日程第35 議案第42号 令和4年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第4号）について―――

○議長（五味高明君） 続いて、町民建設経済常任委員会に付託した日程第24 議案第8号 町道の路線認定及び路線変更についてから、日程第35 議案第42号 令和4年度御代田小沼水道事業会計補正予算案（第4号）についてを一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、一括議題とします。

本案について、町民建設経済常任委員長の審査報告を求めます。



内堀喜代志町民建設経済常任委員長。

(町民建設経済常任委員長 内堀喜代志君 登壇)

○町民建設経済常任委員長(内堀喜代志君) 6ページをお願いします。

令和5年3月22日

御代田町議会議長 五味高明様

町民建設経済常任委員長 内堀喜代志

委員会審査報告書

議案第 8号 町道の路線認定及び路線変更について

議案第21号 御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

議案第22号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

議案第23号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について

議案第30号 令和5年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について

議案第31号 令和5年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について

議案第32号 令和5年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について

議案第33号 令和5年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について

議案第34号 令和5年度御代田小沼水道事業会計予算案について

議案第40号 令和4年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算案(第1号)について

議案第41号 令和4年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第4号)について

議案第42号 令和4年度御代田小沼水道事業会計補正予算案(第4号)について

本委員会は、上記議案について審査した結果、原案どおり可決すべきものと決定しましたから、会議規則第77条の規定により報告します。

○議長(五味高明君) 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終わります。

お諮りします。

議案第8号から議案第42号については、討論を省略し、直ちに一括して採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、討論を省略し、一括して採決します。

委員長報告は、原案可決であります。

委員長報告のとおり、決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、議案第8号 町道の路線認定及び路線変更について、議案第21号 御代田町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、議案第22号 御代田町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、議案第23号 御代田町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案について、議案第30号 令和5年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について、議案第31号 令和5年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について、議案第32号 令和5年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について、議案第33号 令和5年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について、議案第34号 令和5年度御代田小沼水道事業会計予算案について、議案第40号 令和4年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算案(第1号)について、議案第41号 令和4年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案(第4号)について、議案第42号 令和4年度御代田小沼水道事業会計補正予算案(第4号)については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第36 請願第1号 持続的農業経営に関する請願―――

○議長（五味高明君） 日程第36 請願第1号 持続的農業経営に関する請願について、町民建設経済常任委員長の審査結果を求めます。

内堀喜代志町民建設経済常任委員長。

（町民建設経済常任委員長 内堀喜代志君 登壇）

○町民建設経済常任委員長（内堀喜代志君） 7ページをお願いします。

請願審査報告書

1. 審査の結果

（1）採択とすべきもの

1. 件名 請願第1号 持続的農業経営に関する請願

（3月9日の議会において付託）

本委員会においては、上記のとおり処理することを適当と認める旨決したので以上報告します。

令和5年3月22日

御代田町議会議長 五味高明様

町民建設経済常任委員長 内堀喜代志

○議長（五味高明君） 以上で、町民建設経済常任委員長からの報告を終わります。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

請願第1号は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、討論を省略し、採決します。

委員長報告は、採択であります。

委員長報告のとおり、決するに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、請願第1号 持続的農業経営に関する請願については、委員長報告のとおり決しました。

―――日程第37 発委第4号 御代田町議会の個人情報の保護に関する条例を  
制定する条例案について―――

○議長(五味高明君) 日程第37 発委第4号 御代田町議会の個人情報の保護に関する条例を制定する条例案についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

小井土哲雄議会運営委員長。

(議会運営委員長 小井土哲雄君 登壇)

○議会運営委員長(小井土哲雄君) 発委第4号 御代田町議会の個人情報の保護に関する条例を制定する条例案の趣旨説明を行います。

この条例は、議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的とするものです。

この議案については、議会運営委員会が審議により委員会の発委といたします。どうぞよろしくご審議お願いします。

○議長(五味高明君) 以上で、趣旨説明を終わります。

これより発委に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

発委第4号については、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認め、採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、発委第4号 御代田町議会の個人情報保護に関する条例を制定する条例案については、議案のとおり決しました。

―――日程第38 閉会中の継続調査の件について―――

○議長(五味高明君) 日程第38 閉会中の継続調査の件についてを議題とします。

総務福祉文教常任委員長、町民建設経済常任委員長、議会運営委員長、広報広聴常任委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配布しました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の調査とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

ただいま、町長から議案1件が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1とし、議題にすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって、議案第43号を追加日程第1とし、議題とすることに決しました。

―――追加日程第1 議案第43号 教育委員会委員の任命について―――

○議長(五味高明君) 追加日程第1 議案第43号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

荻原総務課長。

(総務課長 荻原春樹君 登壇)

○総務課長(荻原春樹君) 追加議案書の1ページをお開きください。

議案第43号 教育委員会委員の任命について。

下記の者を教育委員会委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

記として、氏名、柳井陽奈氏。住所及び生年月日は議案書の記載のとおりです。

令和5年3月22日 提出

御代田町長 小園拓志

本案は3月20日に開催されました議会全員協議会で説明しましたとおり、現在任命している教育委員4名のうち1名の任期が、本年4月19日をもって満了となるため、新たな委員を任命するものです。柳井氏は令和3年度から4年度まで南小学校PTA副会長の要職を歴任し、児童の健全な成長を図ることに一翼を担っていただいています。中でも令和4年度は校外指導部顧問を務め、児童の登下校の見守りを率先して行うなど、児童や保護者が安心して登校できる環境をつくり、学校地域と連携しながら熱意を持って児童の校外活動の指導に取り組んでいただいております。

また、保護者の選任が義務付けられている地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定からも適任者であり、保護者の視点に立った観点が、まち教育行政に生かされることが期待されています。

議会の同意がいただければ、新たな任期は本年4月20日から令和9年4月19日までの4年間となります。

以上のとおり、ご審議をお願いいたします。

○議長（五味高明君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑を行います。

質疑のある方は、挙手願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終わります。

お諮りします。

本案は、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第43号を採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

挙手多数であります。

よって、議案第43号 教育委員会委員の任命については、原案のとおり同意することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(五味高明君) 異議なしと認めます。

――退職者あいさつ――

○議長(五味高明君) ここで、3月末をもって退職される大井建設水道課長よりご挨拶をお願いします。

大井建設水道課長。

○建設水道課長(大井政彦君) 本日は私のために、このような時間を設けていただき誠にありがとうございます。

御代田町議会議員の皆様には、今日までにたくさんの鼓舞激励をいただき、また、ご理解とご協力を賜り、衷心より感謝申し上げます。

御代田町に奉職してから、これまでに貴重な経験をさせていただいたエピソードの一つとしては、今から30年ほど前になりますが、近隣市町村の土木職員が参加する研修会で、上信越自動車道の建設工事を視察した時のことが挙げられます。当時は長野オリンピック開催が控えており、高速道路や県道バイパスのオリンピック道路の建設が盛んに進められており、碓氷軽井沢インターチェンジから更埴ジャンクションまでの区間をネクスコ東日本、分割民営化する前の日本道路工団が急ピッチで工事をしていました。

自動車の通行可能となる供用開始前に、佐久市側から路盤まで施工されていた本線に入り、長距離の八風山トンネルや日暮山トンネル構内を通過し、群馬県側に入ると、いくつもの大規模な高架橋がありまして、その途中の箇所でも最も曲線半径が小さく、一番きつくなるカーブの場所を教えてくださいました。さらに進むと、皆

さんもお存じかと思いますが、橋の中央の橋脚がタワーのようにそびえ立つ、PC斜張橋の碓氷橋にまで至りました。各所で事業説明を受け、写真撮影もさせていただきました。

長野県は山岳道路であるため、トンネルや橋、擁壁などが連続するため構造物が多く、全線が会計検査の対象になるということでした。現地に今、自分の足で立ち、じっくり見てとることができるのは車両通行する前の今だからこそできることで、最初で最後だと思うと、誰でも簡単に経験することができない機会に恵まれ、非常に感慨深かった思い出があります。こういった貴重な経験ができたことは、そのあとの仕事においても多岐にわたって参考になりました。

土木の技術吏員として公共事業に携わってきた割合が大きいわけですが、時には自分の意に反することもありました。長く在籍しても、町民1万6,200人の皆様、全員と向き合うことはまずありません。ただし、仕事の上で直接お話しした方々との内容は濃かったというふうに思います。

何と言いましても、エンドユーザーは町民の皆様ですので、本来全員の要望や希望が叶えられればいいのですが、いろいろな考え方がある中で難しいというのが現実です。御代田町に自分は何を残すことができ、また反対に何を自分に吸収することができるのか、また吸収できたらそれをどのように役立てていくことができるのか、その時その場面での繰り返しの日々だったように思います。

課長という管理職となつてからは、9年間建設水道課と産業経済課に席を置きましたが、特に議会においては、議案上程や一般質問でより一層お世話になりました。あと少しの日をもって退任ができるのは、繰り返しになりますが、皆様からの温かいご協力があってこそそのものと実感しているところです。時には至らぬ点もあり、ご迷惑をおかけしたこともありました。しかし、大変貴重で尊い経験をさせていただいたことと感謝しております。

最後になりますが、議員の皆様にはこれからもご自愛いただき、ますますのご活躍と、本日ここにお集まりの皆様のご多幸、そして御代田町の発展を祈念いたしまして、退任の挨拶といたします。今まで本当にありがとうございました。

(拍手)

○議長（五味高明君） 大井建設水道課長におかれましては、産業経済課長と建設水道課長を歴任され、長きにわたり町行政発展のためにご尽力をいただき、大変お疲れさ



まででした。退職後もますますご健康で活躍されますようご祈念申し上げますとともに、今後も町を見守り、お力添いをいただきたいと思っております。簡単ではございますが、議会を代表して感謝の言葉とさせていただきます。大変お疲れさまでした。

――町長あいさつ――

○議長（五味高明君） 閉会に先立ち、町長より挨拶を求めます。

小園町長。

（町長 小園拓志君 登壇）

○町長（小園拓志君） 令和5年第1回定例会の閉会挨拶としまして、閉会を前に一言ご挨拶を申し上げます。

まず今、挨拶がありました、定年の挨拶がありました、大井政彦建設水道課長でありますけれども、本当に建設分野のベテランとして長く御代田町のために尽くしていただきました。そしてまた課長としては、私が町長就任時に、まずは産業経済課長として、またその後建設水道課長として腕を振るっていただいたというところでもあります。

私、現場のほうで建設事業者の方とお話をすると、よく大井さんの話になりまして、大井さんは現場にいるととってもおっかないんだけど、でもその分現場が締まってとってもいいんだと、そういうふうに各事業者の皆さんの信頼をとっても厚く受けているということが印象として残っております。まだまだこれから、御代田町に難事業が待ち構えておりまして、とてもこの定年で役場を離れていただくというわけにはとてもいかないというのが実情であります。したがって、今回定年で退職ということではございますけれども、引き続き、一昨年一度、再任用というのか、違いましたか、萩原浩総務課長に続いて2例目ですけれども、再任用という形で、新しいポストとして調整幹というポストが今回設けられることになりまして、主に若手の育成を中心に、またいろいろ調整していかなくちゃいけないこと、東原西軽井沢線など、都市計画道路、いろんなことをやっていかなくちゃいけません。道路の3億円事業も来年度も継続してずっとやってまいりますので、大変業務量が多いという中で、引き続き人事の発表ちょっと早くて申し訳ないんですが、引き続き勤めていただけるということでお話がついておりますので、皆さんに一言、ちょっと湿っぽくなっちゃったものですから、ちょっと明るくということで再任をするとい

うことを申し添えたいと思います。

さて、このたびは町長選挙の投開票日から緊急入院をしまして、これまでの間1か月、入院等静養に努め、町民の皆さんにご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。誠に申し訳ありませんでした。

この間、町民の皆さん、そして町外の方を含めまして大変多くの方の応援の声をいただいております、それははっきりと認識しております。当初想定よりも早期に回復できていることは、そういった皆様の励ましのおかげであること大であると感じております。誠にありがとうございました。

本日、ツイッターのほうに朝、入院中にいただいた町長さん頑張れという書をいただいたものですから、それを写真に収めて公開しております。こういった一つ一つの心温かな町民のお気持ちが、入院中も大変嬉しいなと感じていたところでございます。

正直に申し上げますと、2月19日、投開票を見守っている時点からの記憶がほとんどないと言ってもいい状態でありまして、後から聞いてもなぜ発言をしたのかわからないような内容のことを口走っておったということに、今更ながら衝撃を受けております。また実際のところ、入院してからもしばらくは錯乱状態が続き、全てに不信感があるという状態を経て、私が本当に町長選挙で当選したのだということを理解したのが、やっと3月11日になってからでありました。それまでは妄執にとらわれ、周りの人がいくら選挙に勝ったんだよと、お医者さんとか看護師の方とか言っていたんですけれども、ずっと負けたと思い込んでいるという体たらくでありました。ですので、私の主観の中では当選後まだ2週間足らずというような状態でございます。

ただ、役場の業務に関しましては、その間2名の副町長を中心として町長不在の影響を最小限にとどめていただいたと思っております。この間の労苦に対しまして全ての職員に心からの感謝の気持ちを表したいと思っております。大変にありがとうございました。

業務復帰に関しては、多少お薬の影響もありまして頭の働きが若干鈍いところがあるのかなというふうに自覚はしております。ですが周囲の多少の理解をいただければ十分に務めていくことができると判断いたしました。また医師もそのような判断をいただいております。日によって少し遅く出てくる、また少し早く帰ると

ということもあるかもしれませんが、ご理解を賜りますと幸いです。できるだけ議員さんとの面会には、また町民の皆さんとの面会には、できるだけ時間を割けるようにしたいと思っております。

業務の遂行に関しましては、先週金曜日に、私なりに行程表に公約した項目を落とし込んで、まあ私あの一番細かいもので50のこれからという50項目の公約を掲げたパンフがありましたので、これを落とし込んで全体を把握するなど既に取り組みを進めております。1か月の遅れは僅かな時間で取り戻すことができると考えております。2期目の所信については、29日開催予定の町議会臨時会の開会挨拶にて述べたいと考えておりますので、しばらくお待ちいただければ幸いに存じます。

また町民の皆様へのご説明は、町民をそれぞれ代表する議会の皆様に対し、今ここで述べさせていただきましたので、これで町民の皆様へのご説明に代えさせていただきます。

さて今議会につきましては、条例案、当初予算案など全て原案どおりにお認めいただき誠にありがとうございました。内堀副町長を町長職務代理者におけるの議会運営となりまして、議員各位ご判断の難しい部分もあったのかなと想像しておりますけれども、ご理解を賜り誠にありがとうございました。昨日やっと、議会初日の動画4時間分ぐらいありましたけれども全て見ました。一般質問については本日以降見て、できるだけ早く追いつきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

そういったわけで、議会の皆様、町民の皆様が今後心身ともに健康を保たれるようご祈念申し上げながら、閉会の挨拶をさせていただきます。誠にありがとうございました。

――閉　　会――

○議長（五味高明君）　これにて、令和5年第1回御代田町議会定例会を閉会とします。  
大変お疲れさまでした。

閉　会　午後　2時48分